

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：平成30年10月12日（金）

会議出席者

< 出席委員 >

坂本会長、石井委員、伊東委員、岩田委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、
福原委員、湯本委員

< 事業者 >

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部 環境保全統括部 奥田担当部長

環境保全事務所（山梨） 安藤所長、佐藤担当課長、山室副長、市瀬副長、白井氏、
前田氏、宮崎氏、岡部氏、岩瀬氏

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社 齋木氏

アジア航測株式会社 国土保全コンサルタント事業部 大橋副事業部長

社会インフラマネジメント事業部 仲條係長、後藤技師、横内技師、
齋藤技師

< 事務局 >

渡辺大気水質保全課長、大谷課長補佐、甘利副主査、黒田主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境離京評価書」に係る中間報告書につ
いて

3 その他

4 閉会

資料

資料1 中間報告書手続について

資料2 県民等からの意見の概要と事業者見解

事業者説明資料

(大谷課長補佐)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様にはご多忙中のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、大気水質保全課環境影響評価担当 大谷でございます。よろしくお願いいたします。

それではただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。
はじめに、渡辺大気水質保全課長よりごあいさつ申し上げます。

(渡辺大気水質保全課長)

それでは一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様、本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題となる案件は、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書に基づく中間報告書」でございます。本案件につきましては、平成26年に評価書手続を終え、事業着手しているもので、本年7月31日に第1回目となる中間報告書の提出がありました。

今後は、本審議会や関係市町のご意見をお伺いしながら、期限となる1月8日までに知事意見を述べる予定となっております。

委員の皆様方におかれましては、幅広い観点から御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(大谷課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。

本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、10名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

ここで、配布資料の確認を行います。お手元の資料をご覧ください。まず次第でございます。委員の名簿でございます。右肩に資料1と書かれたA4資料、資料2という資料、それから最後にカラー刷りの右肩に事業者説明資料と書かれたものが公開版と非公開版それぞれございます。

資料に不足がある場合は事務局の方にお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは傍聴人の方をお願いがございます。技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には次の点についてご協力をお願いいたします。

- ・ 審議中はお静かにお願いします。
- ・ 拍手、声援、野次等も行わないでください。
- ・ その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。

以上、ご協力をお願いします。

次に、委員の皆様及び事業者の皆様をお願いがございます。本審議会につきましては、開催後に議事録を作成し、県ホームページに公表している関係上、議事を全て録音させていただきます。このため、発言にあたりましては、必ずマイクを使いまして、大きな声をお願いいたします。また、お手数ですが、発言の都度お名前をおっしゃっていただ

くようお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長につきましては、条例第47条第10項により、会長が議長となると定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長よろしくようお願いいたします。

【議題1 「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書」に係る中間報告書について】

（議長：坂本会長）

今ご紹介のありました会長の坂本です。

案件の審査に入る前に、毎回伺っておりますが、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、

- ・ 動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。
- ・ 議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方々には、本会場から一旦退出をお願いいたします。

以上、ご協力をお願いいたします。

それでは本題に入りたいと思います。本日の議題であります、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に係る中間報告書について」、報告書内容などについて、まず事業者から御説明いただき、その後、質疑応答・意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後程まとめて非公開で審議をしたいと思います。

それでは、議題1中間報告書について議事に入りたいと思います。

この議題につきましては、まず事務局から中間報告とは何かということも含めてご説明があります。

それでは事務局の方で御説明をお願いします。

（事務局：甘利副主査）

事務局の大气水質保全課環境影響評価担当 甘利でございます。よろしくお願いいたします。本日の議題であります、中央新幹線環境影響評価書の中間報告書の手続についてですが、事業の種類は、環境影響評価法第一種事業の新幹線鉄道の建設でございます。

手続は、方法書手続を平成23年度から開始し、補正後の評価書が平成26年8月に公告されております。その後、事業着手の届出が平成26年11月4日に提出されております。

資料1を御覧ください。

中間報告書手続は評価書手続の後の、事業実施中（工事中）における手続です。

事業者が、事業実施中の事後調査の結果等を情報公開し、県民、知事などから意見を聞き、これらの意見を以降の事業に反映させるための手続です。

この中間報告書手続きは、本県条例の独自の制度であり、中間報告の時期、回数については事前に県と協議して決定することとなっております。中央新幹線に関しては、中間報告書の手続を3年ごとに実施することとしており、今回は第1回目の中間報告となります。

次に、手続きの流れでございます。2の部分を御覧ください。

の報告書の送付が平成30年7月31日にありました。

の事業者が実施する縦覧は、8月1日から8月31日の間実施され、の県民等からの意見の受付を9月14日まで受け付けておりました。

昨日、10月11日にの県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書が県に提出されております。この内容については、このあと事業者の方から説明いただく予定ですが、資料2が提出された書類となっておりますので、ご確認ください。

この意見概要等が提出されたあと、90日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえまして、知事意見を述べることとなっております。

続きまして、資料1の裏面にスケジュールがございます。

今後のスケジュールですが、知事意見の期限は、意見概要書等の送付から90日以内ということで、平成31年1月8日が期限です。

また、技術審議会は、本日と11月下旬頃の2回を予定しております。

今後の進め方ですが、本日の審議で出された意見、県民等の意見、関係市町村長の意見及び庁内意見の集約作業を行い、整理したうえで知事意見骨子を作成し、次回審議会に提示させていただきたいと思っております。

本日の審議会後に追加の意見があれば10月22日までに事務局にご連絡ください。

次回の審議会における知事意見骨子に対する意見を踏まえ、知事意見(案)を作成し庁内調整の後、期限までに知事意見を述べるスケジュールとなっております。

事務局からは以上です。

(議長：坂本会長)

はい。ありがとうございます。今御説明がありましたように、中間報告というのは本県独自の制度であります。国全体でもそういう方向になってございます。中間報告のなかでは、環境保全のための措置の実施状況、環境保全措置という話が一つありまして、もう一つ、環境アセスメントを行った時点では予測し得なかった影響等を合わせて確認するというのもございます。

本中央新幹線のリニアの案件では環境アセスメントを行った時点で予測し得なかったことが色々ございますので、この審議では、そういうことも含めてしっかり審議していきたいと思っております。

それでは中間報告書の説明を事業者の方からお願いしていきたいと思っております。パワーポイントは使うのでしょうか。

はい。それではよろしく申し上げます。

(事業者：JR東海 奥田氏)

私はJR東海中央新幹線建設部、山梨県内の工事、それから環境を担当しています奥田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、中央新幹線の環境影響評価につきましては、先ほど事務局からも報告がございましたが、平成26年8月に知事意見、それから国土交通大臣等の意見を踏まえまして、補正

後の環境影響評価書を取りまとめまして、公表したところでございます。その後、沿線各地で事業説明会を開催しております、準備が整ったところから地元の方々に工事説明会を開催のうえ、工事に着手しているというところでございます。この山梨県内では、早川町におきまして平成27年12月に南アルプストンネル山梨工区の工事に着手しております。それ以降は第四南巨摩トンネルの西工区におきまして、平成29年2月に工事に着手しております。このように早川町内ではいよいよトンネル工事が本格化してきているというところでございます。これらの工事の進捗に応じまして、私どもは環境保全の取り組みといたしまして、環境影響評価書に基づく事後調査、環境保全措置に加えまして、事業者の自主的な取り組みであるモニタリングを実施したところでございます。

この度、当社は山梨県環境影響評価条例の定めに基づきまして、中間報告書を作成し、今年の7月31日付けで山梨県知事並びに関係市町の長に送付するとともに、公告や関係自治体に御協力をいただきながら縦覧を実施してきたところでございます。この中間報告書を通じまして、私どもの環境保全の取り組み状況をご確認いただき、御審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは説明に入らせていただきます。

(事業者：JR東海 安藤氏)

それでは説明の方は、JR東海中央新幹線建設部環境保全事務所山梨の安藤の方から説明させていただきます。よろしくお願いたします。なお、今日は我々の調査の一部を委託させていただいておりますアジア航測にも同席をいただいておりますのでよろしくお願いたします。

それでは大変恐縮ではございますが、座って御説明させていただきたいと思っております。限られた時間の中で量が非常に多いということで、早口になったり、聞きづらいところがあるかもしれませんが御容赦をいただければと思っております。それではパワーポイントとお配りした資料は全く同じでございますので、どちらかをご覧いただきながら、私の説明を聞いていただければと思っております。右下にページ番号が振ってありまして、お配りした資料は2ページ1枚の裏表でコピーをさせていただいておりますので、偶数ページが大体各ペーパーの下にきておりますのでそのように御覧いただければと思っております。

まず2ページ目でございますが、本日の説明事項でございますけれども、公開版でございますと32ページまでが中間報告書の概要でございます。それから最後40ページまでは意見の概要とそれに対する事業者の見解という内容になってございますので、よろしくお願いたします。

では3ページ目をお願いいたします。中央新幹線の概要でございますけれども、平成26年10月に国土交通省の方から工事实施計画の認可をいただきまして、今、鋭意各県におきまして工事、それから用地の取得を進めているところでございます。山梨県内につきましては、こちらにお示しをさせていただいておりますように、既に山梨の実験線がございますので、山梨の実験線を将来的には使いながら、笛吹市より西側については新たな路線を作るということで、先ほど奥田のほうからも御説明がございましたように早川町の早川の東西の方に工事が実際にスタートしているということで、今回の中間報告書の対象年次は平成26年の工事实施計画認可から平成29年度までということでございますので、今日は工事实施箇所である早川町の分につきまして御説明してまいりたいというふうに思っております。

4ページ目をお願いいたします。これは実際の工事实施地点でございますけれども、地図

といたしましては本線の、今正しく新幹線の構造物を作っているところを中心に、北側と南側。左側が北側、右側が南側という形で分けさせていただいてございますが、赤色で示させていただきました南アルプストンネルというものと、それから青色で示させていただきました第四南巨摩トンネルという部分につきまして、現在着手しております、それぞれ非常口、広河原非常口、早川非常口、早川東非常口の3箇所から工事に着手しているという状況でございます。

また、こちらのトンネルの掘削の発生土を持っていく場所といたしまして発生土置き場、並びに発生土仮置き場というものを合計6つ施工しているという状況でございます。

それでは5ページ目を御覧ください。このような中で今回、中間報告書の位置づけといたしましては、先ほど山梨県の方からも説明がございましたように、山梨県知事と協議により事業実施中の3年に1回の頻度で中間報告書を取りまとめさせていただくということになってございます。

また、そういうことでございますので今回の第1回目の中間報告につきましては環境影響評価書の送付から平成29年度までに実施した事後調査の結果、それから環境保全措置の実施状況を記載しているという状況でございます。

それでは内容に入って参りたいと思います。まず6ページを御覧ください。中間報告書の構成はこのようになってございますけれども、これまで発生土置き場に関する事後調査につきまして、何遍か公表させていただいてございまして、そちらの方は10章の下に書いてございます、別冊というものにまとめさせていただいているというふうになってございます。これが他の案件とは違って特殊なのかなというふうに思っております。

それでは7ページを御覧ください。今御覧いただきました中間報告書の構成の内、本日に御説明させていただくのは7章から9章の部分ということで、これから御説明に入参りたいというふうに思います。

それでは内容に入って参りたいと思います。まず8ページ目でございます。まず第7章の環境の状況ということで、水資源、動物・生態系、動物、植物、発生土置き場における事後調査という部分について、我々が事後調査した結果を説明して参りたいというふうに思います。

9ページを御覧ください。まず、水資源でございます。地下水を利用いたしました水資源に与える影響の予測には不確実性があったということでございますので、事後調査を実施しております。調査地点につきましては湧水の水量ということで2地点。それから地表水の流量ということで7地点ということでございます。調査の方法につきましては水量若しくは流量、水温、pH、透視度、電気伝導率を調べてございます。また調査の頻度につきましては、月1回であるということでございます。

10ページ目を御覧ください。10ページと11ページは水資源調査の地点でございますけれども、今回調査したところというのは示してございまして、トンネルの点々のすぐ下の真ん中よりやや左上のところに1ということ。そのすぐ右側に2というのがございまして、こちらが地表水の調査箇所になってございます。

11ページ目を御覧ください。11ページ目は10ページの続きでございますけれども、で示させていただいてます3番から7番までが地表水の流量を調べた箇所。それから黒で4番、5番というふうにかかせていただいたところが湧水の水量を調べた箇所ということになってございます。

それでは12ページを御覧いただきたいと思っております。これは調査箇所の調査結果の一例でございまして、調べた箇所9地点につきましては中間報告書にこういった資料を載せさ

せていただいておりますけれども、どちらにおきましても変動が見られる箇所もございますけれども、季節変動や降雨の影響によるものと考えられるという状況でございます。

それでは次に動物・生態系に参りたいと思いますので、13ページを御覧ください。13ページ、動物・生態系の部分でございます。希少猛禽類につきまして、工事中の繁殖期における生息状況の事後調査を実施しております。調査対象といたしましては、クマタカ2ペア。我々は青崖ペアというのと広河原ペアというふうに呼んでございますので、それぞれクマタカ青崖ペア、クマタカ広河原ペアという形で御説明差し上げたいと思います。クマタカ青崖ペアにつきましては既知の営巣地の周辺で飛翔が確認できなかったという状況でございます。我々が環境影響評価書を作った後にイヌワシが周辺に新たにやってきたということもございまして、このイヌワシの影響によるものではないかというふうに我々では考えておるところでございます。また、クマタカ広河原ペアにつきましては、平成28年度営巣期は交尾や餌運びなど繁殖に関わる行動を確認できませんでした。非繁殖年だったというふうに考えてございます。また、平成29年度の営巣期につきましては、巣から飛び立つ幼鳥を確認しておりまして、繁殖が成功したことを確認してございます。なお、こちらの方の詳細につきましては非公開の場で御説明したいと思いますので、内容につきましてはこの程度でご了承いただければというふうに思います。

それでは引き続きまして、動物の内容につきまして14ページより御説明して参りますので14ページを御覧ください。動物につきましては夜間における工事中の昆虫類等の誘引効果が少ない照明設備の効果というものを確認するために照明の漏れ出し範囲における走光性昆虫類などの生息状況について調査を実施いたしております。調査地点といたしましては早川非常口の方で実施をいたしました。調査方法としてはライトトラップという方法を用いてございます。調査結果につきましては水銀灯の方に集まってきた昆虫が12目92科274種。一方、LEDを使った方には11目74科134種ということで、この数字から見てもLED灯の方が飛来した種類が少ないわけですが、さらに専門家等の意見を踏まえまして、LED灯の方が環境保全措置として効果があるということを確認いたしましたので、現在LED灯を夜間照明として採用しているという状況でございます。

次に15ページに行ってくださいまして、ここからは植物の説明となって参ります。植物につきましては重要な種の移植・播種の効果に不確実性があることから、移植・播種を実施した植物の生育状況の事後調査を実施してございます。一つ一つ説明すると長くなりますので、簡単に種類と結論だけを言って参りますと、塩島で見つかったメハジキにつきましては開花・結実を確認しております。広河原で見つめましたタチキランソウにつきましては発芽までは確認いたしたんですが、消失しておりまして、動物の食害ではないかというふうに我々考えているところでございます。また、富士川町高下で発見いたしましたヤマユリにつきましても、途中までは生育を確認しておったわけですが、最後の段階で消失してしまったということで、こちら動物の食害ではないかということで我々考えてございます。

16ページを御覧ください。広河原で見つめましたタチキランソウでございますけれども、こちらの方も移植直後は生育を確認してございましたが、結果的には消失に至っておりまして、動物による食害ではないかというふうに考えてございます。それから同じく広河原で発見いたしましたチャセンシダにつきましては、こちらはちゃんと生育を確認しているという状況でございます。それから高下の方で発見いたしましたカワヂシャにつきましても、移植後しばらくは生育を確認してございましたけれども、やはり途中で消失してしまったと。こちらの方は水路の維持管理作業で除草されてしまったようでございまして、

そういったことがあったと我々理解しております。

続きまして17ページを御覧ください。高下で発見いたしましたヒエガエリでございますけれども、こちらの方も移植後しばらくは生育を確認したわけでございますが、やはり消失してしまったということで、水路の維持管理作業で除草された可能性が高いというふうに考えてございます。それから富士川町高下で同じく発見いたしましたエビネにつきましては移植後の生育を確認し、現在も確認できているという状況でございます。それから最後になりますけれども、高下で発見いたしましたミスミソウにつきましても移植後、開花・蕾を確認しているという状況でございます。こちらは順調に生育しているというところでございます。このようになってございますが、我々といたしましては、移植先自体はちゃんと生育ができる場所を選んだんでございますが、その後に色々と、維持管理作業でなくなってしまったとか、食害にあってしまったということであると、何のためにということもございまして、今後も移植先についてももう少ししっかり検討して移植先を選定して参りたいというふうに考えているところでございます。

では次に発生土置き場における事後調査ということで18ページを御覧いただきたいと思っております。評価書以降に新たに事業者が計画した発生土仮置き場につきまして環境保全措置の内容をより詳細なものとするための環境調査及び影響検討を事後調査として実施しております。実際に事後調査を実施した発生土の仮置き場といたしましてはこの5箇所ということになってございます。環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出いたしまして、調査及び影響検討を行っております。また、併せて環境保全措置の検討と事後調査の要否の検討をしたということでございます。先ほど申し上げましたとおり、この結果につきましては別冊の方に掲載させていただいているということでございます。

19ページを見ていただきますと、事後調査を実施した仮置き場につきまして、印を付けさせていただいております。赤枠で示させていただいた5箇所が事後調査を実施した発生土の仮置き場というところでございます。1箇所塗られていないのは発生土置き場ということでございまして、仮置き場ではないということで、別枠になっているというところでございます。

それでは続きまして環境保全措置の実施状況をご報告させていただきたいと思っております。20ページでございます。環境保全措置の実施状況につきましては、この7項目につきましてご報告をさせていただきます。実施状況につきましては今回整理させていただいたものでございまして、資料編6の方に記載させていただいているというところでございます。

具体例をこれから御説明して参ります。21ページを御覧ください。まず大気環境(騒音)ということでございまして、左側の写真のように工事ヤード周囲に仮囲いを設置したり、後ろ側の建屋でございまして、コンクリートを製造するプラントを、建屋を設置して囲うというふうなことで騒音対策を実施しております。また、右側の水環境(水の汚れ)ということにつきましては工事ヤード内に濁水処理設備を設置いたしまして、工事排水を適切に処理しているというところでございます。

22ページを御覧ください。土壌環境(土壌汚染)ということの対策といたしましては、発生土を仮置きする土砂ピットにつきましては底盤及び周囲にコンクリートを打設いたしまして、排水は流出しない構造としているところでございます。右側の動物・生態系の環境保全措置といたしましては、先ほどご報告させていただきましたように、昆虫類の誘引効果が小さいLED照明を採用しているというところでございます。

では23ページを引き続き御覧ください。人と自然との触れ合いということでございまして、左側の部分は道路が登山道になっているということでございまして、行政の方からも

お話がありまして、工事ヤードの法面を緑化いたしましたり、工事ヤードに設置した仮囲いを周囲に配慮した色彩とさせていただいているというところがございます。それから環境への負荷（廃棄物）という観点につきましては建設汚泥の脱水処理を行っているというところがございます、脱水処理をした汚泥を産廃処理するという手順を踏んでいるというところがございます。

24ページを御覧ください。発生土置き場における大気環境（大気質）の部分の環境保全措置といたしまして、要対策土を運搬する場合には荷台を浸透防止シート等で覆って運行するというようなことで、飛散を防ぐという対策をしております。また、発生土置き場における土壌汚染対策といたしましては要対策土の発生土仮置き場におきまして、要対策土からの排水を水槽に集めまして、水質試験を実施して、水質試験の結果を受けて、処理方法を決めているという状況でございます。

以上が、今までやっております環境保全措置でございますけれども、25ページを御覧ください。こうしたものをやってきたうえで、環境保全措置の再検討について、我々の方で検討してございます。事後調査の結果と評価書に記載された予測の整合性や相違が生じた場合に、原因及び環境保全措置の必要性を検討したわけでございますけれども、時間が長くなってしまうので、一番最後の結論だけ読ませていただきますと、例えば、地下水でございますと、事後調査を実施した結果、湧水の水量、地表水の流量及び水質にトンネルの工事が原因と考えられる影響は認められなかったということで、環境保全措置の見直しは必要ないというふうに考えているところがございます。

26ページを御覧ください。動物・生態系に係る環境保全措置につきましては、評価書に載ってましたような事後調査を実施するというところで、早川町内のクマタカ2ペアにつきまして、工事中の生息状況を確認したというところがございます。その中で青崖ペアにつきましては工事前の平成27年度から飛翔確認数が減少しはじめ、平成29年度には飛翔が確認できなかったものの、専門家の話の中でイヌワシの影響が考えられるとの見解をいただいております。また、広河原ペアにつきましては平成29年度に繁殖を確認しております。こういったところがございますので、環境保全措置の見直しは必要ないというふうに考えてございます。

27ページを御覧ください。動物に関する環境保全措置の再検討ということでございますけれども、早川非常口ヤードにおきまして、照明の漏れ出し範囲における昆虫類の生息状況について事後調査を実施しております。事後調査の結果、水銀灯よりもLED灯の方が昆虫類の誘引効果が低いということを確認させていただきましたので、今はLED灯を夜間照明に採用しているところがございます。現在のところは、そういったことで効果が確認できたという中でやっている環境保全措置でございますので、見直しの必要性はないというふうに考えてございます。

続きまして28ページを御覧いただきたいと思っております。植物に関する環境保全措置の再検討でございます。事後調査では移植・播種を実施した植物の生育状況を確認しております。先ほど御説明いたしました、いくつかの植物につきまして消失を確認いたしました。非常に残念ではございますが、動物による食害や除草作業等の副次的要因と考えられまして、種そのものの環境保全措置の効果は認められたというところがございますので、今後の移植・播種につきましては専門家に助言をいただきながら、保護柵の設置ですとか、食害、除草作業の懸念のある箇所を避けるなど、息づいたものがさらにちゃんと生き延びられるような対応をして参りたいということを考えてございます。そういったことから根本的な部分の環境保全措置の見直しは必要ないというふうに考えているというところござ

います。

29ページを御覧ください。発生土置き場における事後調査に関する再検討でございます。

各発生土置き場におきまして環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出いたしまして、調査及び影響検討を実施いたしました。環境影響を回避することを目的に環境保全措置を検討しております。調査及び影響検討の結果に基づき、環境保全措置を具体化しているというなかで現在のところ、見直しの必要はないというふうに考えているところでございます。これまでが環境影響評価に基づいてやってきた内容でございますけれども、次のページからは我々事業者が独自にやって参りましたモニタリングにつきまして、簡単に御説明いたしたいと思っております。

30ページを御覧ください。事後調査とは別に工事中及び工事後の環境管理を適正に行うことを目的に、事業者の取組としてモニタリングを実施しております。この結果につきましては資料編3に掲載させていただいているところでございます。水質につきましては工事排水を放流する河川の浮遊物質、水温、水素イオン濃度、自然由来の重金属等を測定しております。また、その結果でございますけれども、浮遊物質が環境基準を超えている箇所がございましたけれども、上流より既に濁りのある水が流れているということを確認しておりますので、問題はないかなというふうに考えております。その他すべての調査地点、項目で基準値を超えるものはございませんでした。また、水資源でございますけれども、湧水の水量又は地表水の流量等を測定しております。季節変動や降雨の影響によって変動が見られる箇所がございますけれども、工事の影響ではないというふうに考えてございます。また、一部箇所では自然由来の重金属、水素イオン濃度等も測定しておりますけれども、すべての項目で基準値を上回るものはなかったというところでございます。

続きまして31ページを御覧ください。土壌汚染につきましては、トンネル掘削による発生土について、自然由来の重金属等及び酸性化可能性の調査を実施しております。発生土の一部で基準値を超えるセレン、砒素それから酸性化の可能性を確認しております。こちらにつきましては現在要対策土に対応した発生土置き場に運搬して、適切に管理している状況でございます。また発生土置き場に関するモニタリングといたしまして、塩島地区の発生土置き場につきまして、建設機械の稼働による工事最盛期の大気質、騒音及び振動の測定を実施しております。全ての項目で基準値を超えるものはなかったというところでございます。また雨畑の発生土置き場における地下水より環境基準を超えるふっ素及びほう素を確認しているところでございますが、こちらはどちらも自然に由来するものと考えてございます。我々が運び込んだ要対策土には、ふっ素とほう素の基準値を超えるものがなかったということで、このように考えているところでございます。

32ページを御覧ください。事後調査やモニタリングの他に特に実施した調査がございまして、この内容につきましては資料5に掲載させていただいております。希少猛禽類の継続調査でございますとか、鳥類の確認調査、それから山岳トンネル上部における沢周辺の動物調査、植物の確認調査、山岳トンネル上部における沢周辺の植物調査などを行っているというところでございます。ここまでは我々の方が作って参りました中間報告書の内容になります。

次は意見の概要とそれに対する事業者の見解ということで、これから御説明をさせていただきます。意見書は平成30年8月1日から平成30年9月14日までの間に3通受領してございます。それぞれにつきまして、意見の概要と見解をそれぞれ簡単に御説明して参ります。

まずはトンネル掘削に伴う薬液注入工法はどのような方法で行うのかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、薬液注入工法は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」という建設省がお出しになっておられる指針に基づいて実施をするということで、見解をまとめさせていただいております。また、発生土を有効利用する事業者へ提供する場合、環境に関わる調査は提供者と引受者のどちらが行うのか。異常事態が発生した時は提供者と引受者のどちらの責任で対処するのかということにつきましては、当社以外の第三者が事業主体である事業へ発生土を提供する場合、当該事業の事業主体である引受者が法令等に基づく環境対策や防災対策等の施行義務を負うことが基本と考えておりますということで見解をまとめさせていただいております。

34ページへ参ります。動物・生態系に関する意見でございますけれども、イヌワシ(早川町ペア)はなぜ調査したのかということでございますが、評価書送付後の平成26年度営巣期に早川町のクマタカペアの生息状況を確認する中で、イヌワシの生息を確認しましたので、継続調査を実施していますということでございます。また、イヌワシの繁殖時期に工事の一時中止等の措置を行ったのかというご意見でございますが、中間報告書の対象期間中の工事実施箇所とイヌワシの巣は十分に離れているため、工事の一時中止等の措置は行っていないということで見解をまとめさせていただいております。

35ページを御覧ください。発生土置き場につきましてでございますが、この欄は2ページに亘ってございますけれども、まず早川北小学校に近い塩島地区を発生土置き場、仮置き場に選定した理由を知りたいというご意見がございます。塩島地区の発生土置き場(仮置き場を含む)は土砂等資材置き場等として、既に改変がなされた土地より選定をしているということでございます。なお、生活環境等への配慮の一環として早川北小学校前の県道37号南アルプス公園線を通行する工事用車両を減らしてほしいと要望を受けまして、塩島地区に工事用車両の迂回路を設置することを計画して、関連する協議を進めているというところまで見解としてまとめさせていただいております。

36ページを御覧ください。引き続きまして、発生土置き場に対する意見でございます。雨畑地区発生土仮置き場では、いつから準備工事を始めたのかというご質問でございますけれども、工事前の地下水の水質のモニタリングを平成28年10月20日に実施したということです。我々が申し上げている工事前とは、発生土を雨畑地区発生土仮置き場へ搬入開始する前のことを意図しておりまして、雨畑地区発生土仮置き場の準備工事開始前の意味はないということを申し上げさせていただいております。それですので、10月20日の調査をする前から準備工事については実施をしておりました。ただ、土の搬入はしておりません。そういう意味合いでの見解をまとめさせていただいております。また、雨畑地区発生土仮置き場は、いつ更地化されるのかということにつきましては、仮置き期間は2020年度末までを計画していますが、期間を延長する場合がありますということで見解をまとめさせていただいております。

続きまして37ページを御覧ください。その他ということで、こちらの後から4ページ、まとめさせていただいております。まずは評価項目につきまして、ご意見をいただいております。環境影響評価項目と事後調査項目はどのように定めたのかということでございます。こちらにつきましては、環境影響評価の項目は、国土交通省令に示す参考項目及び整備新幹線の事例をもとに、想定される影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し、選定しました。また、選定した環境影響評価項目について、「予測の不確実性の程度」、「環境保全措置の効果の程度」を勘案して事後調査の必要性等を検討し、事後調査項目を選定しま

したというふうに見解をまとめさせていただいてございます。

次、38ページを御覧ください。列車の走行時の騒音というご意見をいただいております。騒音に関する対策を示し、環境保全措置の実施状況の開示を求めるというご意見でございます。我々の見解といたしましては、評価書におきまして環境保全措置として、「防音壁、防音防災フードの設置」、「防音防災フードの目地の維持管理の徹底」、「桁間の目地の維持管理の徹底」、「防音壁の改良」及び「個別家屋対策」を実施するというふうにしておりますということ。それから、環境保全措置の実施状況は山梨県環境影響評価条例に基づく中間報告書及び完了報告書に記載して、山梨県知事及び関係市町の長へ送付します。中間報告書を作成しない年度は事業者の取り組みとして、年次報告を取りまとめ、山梨県及び各市町へ送付しますということで見解をまとめさせていただいております。

39ページを御覧ください。また同じように列車の走行時の騒音についてご意見をいただいております。リニアの空力音と新幹線鉄道騒音の予測調査方法は同じで良いのかということでございます。我々の見解としましては、平成21年7月に開催された国土交通省の超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会における審議を踏まえ、現行の新幹線と同様の環境基準を適用することとし、評価基準としました。採用した予測手法は実績のある整備新幹線での予測手法を参考にしており、科学的知見に基づくものというようなことを見解としてまとめさせていただいております。防音壁区間と防音防災フード区間はどのように定めるのかというご意見をいただいております。評価書では列車の走行に係る騒音の影響について、住居の分布等の現状の土地利用を踏まえて防音壁及び防音防災フードを想定し、予測及び評価を行いました。防音壁及び防音防災フードの具体的な設置位置については、山梨県及び関係市町と調整の上、決定していきますというふうにご意見をいただいております。

それでは大変長くなりました。最後でございますけれども、40ページを御覧ください。山梨リニア実験線に関してのご意見をいただいております。一つが山梨リニア実験線の実験終了はいつか。終了後の施設の撤去はいつかというご質問でございますが、平成29年3月に国土交通大臣より承認を受けた技術開発基本計画に基づいており、その期間は平成34年度までとなっております。それ以降は営業線に向けた工事を実施して、中央新幹線の一部として活用する計画ですというふうにご意見をいただいております。最後に山梨リニア実験線の沿線住民の声を聞き、対応してほしいというご意見がございます。山梨リニア実験線沿線では、沿線自治会等への説明会を現在まで複数回にわたり実施してきており、地元の皆様へ環境対策の御説明を実施するとともに、皆様からのご質問等にも対応するなど、沿線の環境保全に向け取り組んできておりますというふうにご意見をいただいております。もう少し早くしゃべればよかったんですが、以上で御説明の方は終わらせていただきます。ありがとうございました。

(議長：坂本会長)

どうもありがとうございました。今日の審議としては中間報告書そのものについての御説明がまずありましたので、それについて、また皆様の説明などを理解するための御質問等を受けたいと思います。それから後段で事業者の見解というのがありまして、これは見解なので評価するという事はないんですが、この見解についてもまた、別個で皆様の意見をお聞きしたいと思います。これらについては報告書と見解の内容なんですけど、その他に私どもが、実際工事を行っているのはトンネルの部分ですので、そこで視察したこと、それから今後の計画でまだ決まっていないところもございまして、今後についてもまた

ご質問・意見等申し述べたいと思っております。じゃあ、まず報告書の御説明の内容について、御質問・御意見がございましたらよろしくお願いたします。事業者の方、質問内容ですぐに答えられない部分がありましたら、後ほど文書で回答していただくということでも結構です。それではいかがでしょうか。

(鈴木委員)

植物の移植等に関してですが写真では個体だけを写しているの、実際には他のアセス書を見ても周辺の環境を入れた写真と、それから移植前後でどうしてそこを選んだかの説明が当然必要であると、資料としては不十分ではないかと。それから、ここでモニタリングの話が出ていたのですが、メハジキの項目などで、移植後1年でモニタリングを止めてしまうのはちょっと早すぎると。実際この地域では、数年で枯れてきている。この辺の判断はちょっと速すぎるのではないかと。

もう一つ、資料(スライド)の32ページのところで、植物の確認調査は資料編にあると書いてあるが、資料編の何の項目に書いてあるか確認させてください。よろしくお願いたします。

(議長：坂本会長)

前半については、もう少し資料が必要ではないかということですね。後半は、資料編のどこか、ということでしょうか。では、後の方から。簡単そうだから。資料編のどこの話でしょうか。

(事業者：JR東海 山室氏)

まず、一番最後の質問ですが、お手元に資料編の冊子がございますでしょうか。この5-4-1というページにございまして、植物の確認調査をまとめております。

(議長：坂本会長)

5-4-1です。

(鈴木委員)

ありがとうございます。

(事業者：JR東海 山室氏)

前半の質問について、お答えいたします。まず、資料が不十分でないかという点について、希少植物でございますので、詳細は非公開版という別冊の資料にもう少し詳しくまとめております。

ご質問等ありましたのは、非公開の場でご回答いたします。公開版につきましては、植物の詳細がわからないように写真もズームアップしたものにして、ほかの写真は非公開版の方にまとめております。

もう一つの質問ですが、調査期間が1年では不十分ではないかということですが、こちらは1年で終えているわけではございません。原則では3年間行っております。

(事業者：JR東海 安藤氏)

今回、移植から今回の報告まで時間が短かったものですから、1年しかやっていないじ

やないかと御覧になられたかと思いますが、15ページのヤマユリの所を御覧いただきたいのですが、27年の11月に移植をしまして、27年の12月と28年の5月、29年の7月に調査をさせていただいております。2カ年ということをござしまして、消失していなければもう1年実施したところをござします。移植してから今回の報告まで時間が短かったものですから1年しかしていないようにみえてしまうのですが、当社としては3年間やらせていただく事になっておりますので、今後引き続き1年しかやっていないものについては、あと2カ年やる予定でございます。

(議長：坂本会長)

よろしいですか。移植についてはご意見があると思いますので非公開の方でしっかり話し合っていきたいと思います。
では、福原先生お願いします。

(福原委員)

鈴木委員の質問の延長ですけれど、結果的に食べられてしまったということですが、目視などで、これは食べられてしまったとか、あるいは、腐って成長しなくて消失したのではないとか、専門的にわかるのですか。なぜ、食べられてしまったという報告の言葉が出てきたのでしょうか。

(議長：坂本会長)

皆さんの話が、何とかと考えられますという、それは意見であって、私どもが見たいのは事実でして、その証拠があれば、教えてください。事実をお願いします。

(事業者：アジア航測 中條氏)

後ろから失礼します。調査担当しましたアジア航測中條でございます。

植物の消失してしまったものについて、残念ながら決定的な消失の理由というのは今回の調査では明らかになっていないのが現状でございます。ただ、消失の理由の1つとして食害を上げさせていただきましたのは、周辺の植物にシカの食み後がみられたこと。足跡、食み後が多数みられた状況から、そういう記述をさせていただいております。

そういう状況を踏まえまして、対策として保護柵ということがございますが、この写真の中で柵が設置されているものがございますが、このような対策を検討している状況でございます。

(議長：坂本会長)

はい。确实ではないけれど、それなりに証拠にあたるようなものがあると。ありがとうございます。

(福原委員)

このシカによる食害というのは、きれいに上を草刈りしたように、笹でもなんでも食べてしまうということ、昨日今日わかったことではなくて、ずいぶん昔からわかっているわけですね。

そうしたときに、そういう可能性があるところであれば、当初移植したときからそういうことを想定して、可能な限り被害に遭わないような対応を元来すべきではないかと思う

のですが、いかがでしょうか。

(議長：坂本会長)

本来は、移植をする前に私どもで検討すべき事項であったかもしれませんが、それは出ていなかったもので、ここで改めて確認したいと思います。

(事業者：アジア航測 中條氏)

今回の移植にあたりまして、全てに付けることは、なかなか最初から困難なことでしたので、まず、早川町でリスクが高いと考えられたところには当初から付けていた箇所もございました。現状生育している付近での移植の場合、既に自然状態で生育していたものですから、必要最低限といってはあれですけど、過剰にならない程度にはしていたところですよ。残念ながら、今回、このような結果になってしまいましたので、追加の対策を実施していくという状況で御理解いただければと思います。

(福原委員)

わかりました。なぜ、これを質問したかと言いますと、これから同じようなことが起こってしまうということで。実は、再生エネルギーをもっとどうやってしっかりやっていくかということに対して、興味があって調査しているのですが、特に、一番思っておりますのは、大型風力発電を、山間部に作ったりしたときに、至る所でその周辺がシカの食害で、それも周りをしっかりしたフェンスで囲っているわけですね。至る所でその中に飛び込んでやられているわけです。そういう情報をしっかり掴みながら、過去は過去としても、これから必要なことをより慎重にやっていかないと大変でないかと思っております。以上です。

(議長：坂本会長)

よろしいですか。

(事業者：J R東海 安藤氏)

ご意見は、ごもっともというか当たり前のことですので、これから反省を踏まえてやって参りたいと思います。

(議長：坂本会長)

今回はそういう報告は聞きたくありませんので、よろしくをお願いします。

他に。工藤委員。

(工藤委員)

大気の担当なのでその辺りを質問したいと思いますが、24ページ目、環境保全措置の実施状況、残土置き場の大気環境で、ダンプカーの荷台を浸透防止シートで覆っているご説明をいただいたのですが、残土の山の方の対策ですが、この間、現場を見せていただいたんですが、そのダンプカーが残土を積み上げている状況というのは拝見していません。(発生土は)ブルーシートで覆われているんですけども、そのダンプがうずたかく積まれた残土の山に残土を積み上げる行程は一体どのようにしているのか、道路際で作業をするときに土埃が飛散しないようにどういった対策をなされているのか、そのあたりをご説

明いただきたいと思います。その影響というのは道路際にあってあれだけの規模の山があるときに、埃がたつのではないかと思うのですが、その辺りどうなのかということですね。それと、あと、ブルーシートに関連しまして、23ページの方では人と自然の触れ合いのところ、法面の緑化であるとか、工事ヤードの囲いを環境に配慮した色彩としているということですが、残土の山は、巨大な残土の山がブルーシートで覆われていて、これは非常に景観的には、周りを取り囲む人はびっくりするような景観だと思うんですが、そういった所の配慮はやらないのか、ということですね。現場でその辺を質問したところ、そのブルーシート以外の色合いはないということでしたが、雨畑の場合は、グリーンなので、せめて、ああいった色合いにするような努力は行われぬのかということ。ご説明お願いします。

(議長：坂本会長)

では、お答えをお願いします。

(事業者：JR東海 安藤氏)

まず、2つめの質問から参ります。今工藤先生がおっしゃりましたように、現地でもご説明をさせていただいたのですが、ブルーシートの色違いのものというのが、世の中にないということで、昨年、現地をご案内させていただいたときに、同じようなご意見をいただいて、探したのですがなかなかないというのが実態のようでございまして、仮置きについては、ああいった形でやらせていただくということで。引き続き探して参りたいと思うのですが、当面の間あれでやるしかないのかな、と。先生が御覧いただきましたように、最終的に、仮置きの最終ということでございますが、当面の間動かさないものについてはグリーンのもので必ずやると、考えておりますので、そちらの方でご容赦いただければと。仮の方は、だんだん形が変わっていくものでございますので、そのために、ああいった簡易のブルーシートでやらせていただいておりますので。あれで、仕方ないと思っているわけではなくて、今後も探して参るところではございますけれども、現状はあのままやらせていただければな、ということでございます。

(事業者：JR東海 市瀬氏)

一点目の質問につきまして、工事担当の市瀬から説明させていただきます。ご質問は、要対策土置き場に発生土、要対策土を搬入する場合の取り扱いと伺いました。この前の現地視察で、現地を御覧いただきましたとおり、要対策土の仮設のところはブルーシートで全体を覆ってございます。当然ながら、要対策土を搬入する際は、搬入する箇所の一部を部分的にブルーシートを開梱しまして、そこに、近くまでダンプが乗り上がりまして発生土を取り下ろして敷ならすという作業を行います。その日の作業が終わりましたらブルーシートを再度かけ直すという作業を毎日繰り返しております。発生土取り下ろしの際に工事管理者が現場の状況を見ながら粉じんが立つようであれば必要に応じて散水を行う措置も組み合わせながら施行を行っているという状況でございます。以上です。

(工藤委員)

そうであれば、そういったことも具体的に報告書に書いていただきたかったです。

(議長：坂本会長)

今おっしゃった回答は作業手順書みたいなものに文書化されていますか。今の話ですと、そこにいた人の感じでやるということにも聞こえましたが。廃棄物の処分場などだと手順ががちり決まっています。

(事業者：J R東海 安藤氏)

我々が工事を発注いたしまして、受注していただきました工事会社さんからは、作業計画書を出していただいているのですが、その中にその記述があるかどうか確認して後日回答させていただきます。

(議長：坂本会長)

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

(石井委員)

では、ちょっと関連して。

ブルーシートの話ですが、製品としては茶色がありますよね。もう世の中に出回っているはずなんで。ただ、コストが高いと言うことであまり数が出ていないのですが。逆にJ R東海さんがたくさん使ってくればコストが下がるでしょう。一応、そういう標準とかにさせていただければ、J R東海さん以外にも使っていただけるように世の中なるんじゃないかと。ちょっと、そういう製品があるということでお知らせしました。どれくらいのサイズを想定しているのかは、現地を見てないのでわからないけれども、サイズ的にも、ブルーシートの茶色はあると。

(事業者：J R東海 安藤氏)

われわれは、茶色があるのを初めて聞きましたので確認させていただきます。

(議長：坂本会長)

何かほかに。じゃあ、岩田先生。

(岩田委員)

水資源に関していくつか質問させていただきたいんですが、まず今回説明いただいた地表水と湧水の調査地点と、資料編に掲載されている調査地点の数が違うのはどういった理由でしょうか。具体的には資料編の3 - 2 - 3に掲載されている調査地点は、ぱっとみて20箇所程度あるように思うんですが、今回(の説明)は7箇所となっているので、この理由を教えてくださいたいんですが。

(事業者：J R東海 山室氏)

資料編の3 - 2 - 1ページを御覧ください。冒頭、水資源というところですね。水資源について事後調査に加え環境保全を適切に進めるため地点を選定し、モニタリングを実施したと書いてあります。これはですね、事後調査で本来やるべきものは今現在は9地点でございます。プラスアルファとしてやる地点を資料編には掲載しているということでございます。事後調査として、もともと評価書の中で事後調査しますという位置付けでやっているものは、本編の方に記載しております。プラスアルファとして自主的にやったものが資料編に掲載している、そういう分けになっています。

(岩田委員)

そうしますと、水資源への影響評価というのは、本編に掲載されている7箇所が中心になるという解釈でよろしいですか。

(事業者：JR東海 山室氏)

そうでございます。

(岩田委員)

そうしますと、地図に掲載されている高橋の水文学的方法による地下水の影響予測範囲から比較して、調査地が少し少ない。それともう一つ偏っているように思うのですが、富士川町方面の地表水が2箇所、早川町5箇所、広河原非常口の支流のところ、4つ集中しているということで、これで十分な評価できるのかというのが一つ疑問に思うのですけれども。

(事業者：JR東海 山室氏)

今、富士川町の方で2箇所しかない、早川町と比べて少ないのではないかとということでもよろしいでしょうか。

まず事後調査ですけれど、工事の1年前からということでは計画しています。まず、富士川町の方ですがトンネル工事が始まっておりませんので、先行で2箇所実施しているという状況でございまして、富士川町内のトンネル工事が進んでいく段階で追加して地点を増やしていくということでございます。

(岩田委員)

早川町の方につきましても、トンネルの南側、広河原非常口の方の支流に集中しているんですけども、これは何か理由があるのでしょうか。地表水があるということで、これがメインになると言うことで選ばれているのでしょうか。北側の支流とかあるいは早川本流の方はどうなっているのかと思ひまして。

(事業者：JR東海 山室氏)

トンネル工事による影響を把握するということで、要は北側が高くて南側が低いので、水の流れる下流側つまり南側の方に測定地点を設定した、そういう考えかたでございます。

(岩田委員)

ちょっとこれ、等高線が見づらいのですが、北側にも谷が開いていて、水は流れているのではないかなと思うんですけども、そうでありましたら北側も検討していただいたら良いのではないかと。

あと、もう一つは配置が偏っているように思うことと、ひと月に1回の測定、それから、事業終了後3年間までの予定ということとをされているんですけども、まず、河川の流量は流況によって変化してまいりますので、そういったなかで事業の評価をするためには、おそらく月1回では難しいというふうに思います。水位計を付けて常時モニタリングをするというようなことをいくつか重要な場所で行う、ですとか、あるいは県が早川町が設置してい

る流量観測ステーションがあると思いますので、そういうところのデータを活用するなどして、あるものを使って常時モニタリングをして、そのなかで、全体として流量が下がっているのか、上がっているのか、というような評価をしないと、ある時に出かけていってもその時の数日以内に雨が降っていれば当然大きく出ますし、渇水期が続いているときに調査日が偶然あたると低くなるので、今回の評価結果では、自然変動によるものだとおっしゃっているんですけど、それは、自然変動が大きいから評価できていないということになる可能性があるかとおもいますので、観測の方法といいますか月1回では水資源の状況は難しいのではないかと思いますので、再検討していただければと思います。いかがでしょうか。

(事業者：JR東海 安藤氏)

持ち帰り検討させていただきたいと思います。

(議長：坂本会長)

水については、調べました、と調査結果を出せば終わりのような感じがして、目的は前と後で影響があったかどうかということ調べるということで、それにはどういう方法で比較するかということを考えて、そのためにはどういう想定をしたらよいかを考えるということだと思いますので。比較するためということを念頭に置いていただいて、もう少し考えて行っていただけたら。参考にしてください。

はい、他に。

(岩田委員)

今、非常口をメインに掘削されているというお話を伺ったのですが、これからトンネルの本体を掘って行くに際して、地下水の流出、先日見学させていただいた際は地下水があまり出ていないというお話でしたが、これからどれくらい地下水が出てくると予想されているかということと、それなりの量が出てきた場合にどういった対策をする予定かと。それから、今日の報告書の中では、環境保全措置を十分にとっているという文章が水資源の報告にあったんですけど、具体的に水資源についてどういう環境保全措置をとっているかがちょっとわかりづらかったので。

今後の地下水の流出量の予測と対策、現在行っている環境保全措置について聞かせていただければと思います。

(議長：坂本会長)

質問が2つございまして、今後の本坑の掘削にあたって、水についてはどのような予想でどのような対策をとっているのかということと、水についての環境保全措置の中身は何か、ということ。すぐ答えられないところがあったらそういう回答でも結構です。

(事業者：JR東海 安藤氏)

予測は、評価書のほうでやっていた記憶があるので、再度確認させていただいて回答させていただきます。申し訳ございません。

(議長：坂本会長)

2点目の環境保全措置については、回答出来ますか。

岩田先生、どこでしょうか。

(岩田委員)

25ページの水資源の、水資源3行目、一部の地域において影響があると予測したものの、環境保全措置を確実に実施とあるのですが、この措置が何を指しているのかわかりづらいところがあるので、これについて教えていただきたい。

(事業者：JR東海 安藤氏)

今日のスライドですか。こちらのほうは、先生がおっしゃったのは最初のいちぼつ目をおっしゃっているのではないかと思うのですが、最初のいちぼつ目では、評価書では一部の地域において予測したものの、と書いてあると。当時の評価書でございますので、事業全体のことをそこでは書いてございます。評価書では、こう書きましたということです。それに対して、今回の3カ年では、下の2つのぼつに書いてございますように、湧水の水量、地表水の流量及び水質にトンネルの工事が原因と考えられる影響は認められなかった。影響が認められませんでした、ということで終わっているということ。

(岩田委員)

そうしますと、3つめのぼつの環境保全措置の見直しの必要はないというところの環境保全措置とは何を指しておられるんでしょうか。これも、評価書を確認した方がよろしいでしょうか。

(事業者：JR東海 安藤氏)

すみません、申し訳ありません、持ち帰らせてください。

(議長：坂本会長)

岩田先生よろしいですか。では、次。

(小林委員)

23ページの人と自然との触れ合い、工事ヤードの法面の緑化ということで、広河原非常口の写真だけは出ているのですが、この前行った時も確認ができなかったもので、どのくらいの範囲をどのような方法で、どのような目的で具体的な植生法、どういう緑化をしたのかということの一つ教えていただければと思います。

もう一つは、その法面の保護対策というか、法面の対策についてこういうふうにするというものがちょっと見当たらないので。あそこの広河原非常口をみたときにトンネルの両サイドがモルタル吹きしていたけれど、その上には枠が組んである工法でやってあって、さらにその上部は立木があって、立木の根元をおそらくモルタルが塗ってあるんじゃないかと思うんです。その場所により違うのですが、それぞれ、それについては、法勾配や色々な状況があってその方法にしたということはあると思うのですが、その資料がどこかに載っているのかということで、載っていればその状況を教えて欲しいですし、載っていないならばなぜそういうふうにしたのかということと、一番上部のヒノキの植林がされていて、直径が30センチくらいのヒノキがあるわけですね、40センチくらいですかね、あるのにその根元をモルタルを吹いてしまった。これは、根が張っていないと。そこ(現地)で関係者に質問したら、根が張っていないと崩れる危険性が増すので根を浮かせないために

モルタルを吹いたと説明をしてくれたんですが、それはちょっと違うのではないのかなど。法面の緑化することについて一つと、二つ目は法面をどんな指針をもってやっていますかの二つをお聞きしたい。

(議長：坂本会長)

緑化について、工法とか範囲とかのことを教えて欲しい、法面保護についてどういう考え方でやっているか教えて欲しい。

最初の緑化の方は答えられますか。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

一番目と二番目の質問で、場所がちょっと違うということをご説明したいのですが、実は写真で撮ったところは、この前御覧いただきました広河原非常口のそのものの場所ではなくてですね、その下にコンクリートをつくるためのプラントがございまして、そちらでやったという環境保全措置でございますので、この前御覧いただいた非常口ではないということをご理解いただきたいと。

(小林委員)

それはわかっています。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

それでは、二番の方を持ち帰らせてください。

一番目の方につきましては、資料編の6 - 2 - 12を御覧いただきたいんですけど。

(小林委員)

資料編には写真だけです。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

正確には調べて回答させていただきますけれど、私が記憶しているところでは、あそこのプラントを作ったときに盛土をしております、盛土ですと当然むき出しの土になりますので、それについては何らかの措置をして欲しいというご要望がありまして我々もしなければならぬということで、あの辺りにある植生にあった種を持ってきてそれを蒔いたという記憶がございしますが、確認してご回答したいと思います。

(議長：坂本会長)

では、他に。石井さん。

まず、先に断っておきますけれど、当初の予定は4時までですが、5時くらいまでは覚悟していただきたいと思いますので。

(石井委員)

切り分けることが難しいので、この場で、中間報告書の本編、資料編合わせて、気がついたことを全部述べさせていただきますので、別のところでやるべきものであればあとでお話しいただくと。

これまで評価書の部分も含めて日常景観を十分に考えてくださいということをずいぶん

お願いして、そのことに関してはご対応いただいていたんですが、今回の、例えばスライドの21の中の騒音と書いてある大気環境の施設を見ると、これが日常景観の中に入ってくるにはかなり異物感がありますね。すくなくとも、その右側に書いてある水環境の施設の色ぐらいにしておいていただければ、ずいぶん違うかなというのがありますので、そういう所を含めたご検討をしていただいた方が良かったのかな、対策をいただければ良かったかなというのがあります。さっき、あの、一般からの意見の中で、フードはどうするのですかというのがありました。評価書の中には、川の上以外はフードということで、話をしてきたような気がするんです。ところが、最近、別の所の委員会のお話を聞くと、どれにするか検討中だというお話で、今回、資料編のところ、鉄道のフォトモンタージュがあって、色々評価がかいてあるんですけど、フードの遮音壁の付いていない形で、色々評価をされているんですが、これ、できればですね、付く可能性があるわけですから、フードバージョン、遮音壁バージョン、なしバージョンっていう3つの絵をちゃんと作って、示していただきたいというのと、それから、14箇所のうち10箇所についてと書いてありますが、これは、地図で、どこをやりましたということがわかったほうがいいと思いますので、示していただきたい。

それから、フードの付いた御坂峠の所ですね、を見ると、実物ですね、大分汚れていて、当初の横に切れた線が入る、リブっていうのがわからない状態なので、そういうのを含めて、本編の所に構造物の形状の配慮っていうのが書いてありますので、形状の配慮で何を検討したのかがわかるように、もし、これからやられるのであれば、示していただきたいなというのがあります。

あと、残土の話の中で、今回いただいた資料の中で、景観とか人触れは検討しないっていう、横線が入っていましたが、さっきの日常景観の話、眺望に関係ないからと言ういいかただったんですが、先程言いましたように、日常景観というのを、ずっと言い続けていましたので、そこはちょっと横線ではなくて、ちゃんと検討していただきたいということです。

(議長：坂本会長)

はい、ありがとうございます。

工事が進んでいるのはトンネルでそのところが主なんですけれど、明かり部については、やる前にちょっとこちらにご相談いただきたいと思います。

というのは、評価書のアセスの段階ではそれは出ていないので、これらの工事については、景観についてもあらかじめご相談いただけたら、と思っております。今のは意見と言うことでよろしいですか。

(事業者：JR東海 安藤氏)

ちょっとよろしいでしょうか。

一点だけ、評価書の段階で、フードという話でございますけれども、見解の方示させていただければと思いますが、評価書で川以外の所はフードとうちの会社が言っていたところですが、評価書の中でもフードがつかないとか、防音壁ですとかというところもございまして、そこだけはちょっとご理解いただきたい。

(議長：坂本会長)

わかりました。

では、福原委員。

(福原委員)

僕も石井委員とおなじく、言いたいところを全部、言いたいところですよ。私の意見と石井委員の思っていることがオーバーラップしているところがありますので、結構短縮できるかと。

音という視点から考えて、この地域であるときにですね、いくら工事期間であってもこちらの工事は長い工事になりますので、この地域にマッチしたようなトータル的な素材であるとか形状だとかそういうことを考えて行くべきであって、そのためには、可能な限りこういう無機質な部分だけではなくて、天然由来の素材を使うとかそういう所です。いぶん感じが変わってくるのではなからうかと。痛感しております。

それから、たまたま出ましたけど、防音防災フードが以前だと遮音量50dbを想定してやっているとありましたが、私が測ってみると本当に50dbの遮音があるのかなと、結構あるわけです。実験線のところで。そういうことからすると、数字が変わってくる可能性があるのではないかと考えております。更に、昨今気象条件が非常に厳しくなっております。つい先日の台風25号等で色々ありましたし、私は、笹子トンネルの向こうの方ですから、こちらの雨とか風の状況はわからなかったのですが、ああいう急激な雨量が来たときに、その長期的なことは別として、それに対して何ら問題がなかったのだろうか、そういう説明があると安心できるのですが。相当の雨量があった時に盛土の部分とか、他の部分は、従来想定していたような状況で、全部対応できていたのかどうかというのが気になりました。

最後に、東海さんが事業者としてこういうことをやってきたというモニタリングをやられているのですが、そのなかでですね、大事なことは、例えば、今、斜坑で、今後、本坑のトンネルの工事に入っていくと思いますけれど、まして、あの周辺というのは、地域住民の人が昔から住んでいて、新しい人が来るという地域ではないものですから、実際こういう工事を始めて、色々状況が変わったときに、ただ基準をクリアしているから問題ないよということではなくて、それと住民が従来思っていた音と違和感といいますかギャップがなるべくないようにして、よりいい、トータル的な環境保全措置をやっていくべきではないだろうかと考えているものですから、単に、先程のように基準を見て問題ないよという視点ではなくて、やはり、定期的というところオーバーになるかもしれないけれど、地域住民に更に聞きながらというような対応の仕方をやっていくべきではないかと考えております。

(議長：坂本会長)

評価書の段階での評価はあったと思いますが、その後で実際測ってみた話とか、気候変動の話とか、住民等の意識が変わるかもしれないという話、がありますので、それについての今後の考え方みたいなものでしょうか。要するに、制度的には評価書が終わっている。中間報告を出せば良いのかもしれないけれど、こんな大きな工事ですからちゃんとしっかりどんどんフォローしていただけたらありがたいと、そういう趣旨かな、と思います。

(事業者：JR東海 安藤氏)

今日お答えできない所に関しては、持ち帰りますが、答えさせていただきます。三番目の台風等の際のどのような対応があったか、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

最後の部分でございますが、これにつきましては、大変恐縮ないい方ですが、我々環境影響評価書の表現の中でなんとかと比べて大丈夫ですと申し上げているだけでございまして、先生がおっしゃっていただきましたように、早川町に昔からお住まいの方々が、どういうふうに思われるかについては、当然気にして行かなければいけないと言うことで、会社の方としましても環境影響評価での書き方と、実際に周辺にお住まいの方に対する配慮というものは全く別だと会社としてもやっているもので、そちらの方は頑張ってもらいたいと思っていますので。

(福原委員)

よくあるケースですが、説明等をしたときには皆さん自分の過去の経験なりからイメージ化して O.K.だ、とかやるわけですね、それだと、ずいぶん時間が経過しているわけですから。実態はこうだ、といったときに、これだといいね、とかもうちょっとこうあるはずじゃなかったとか、というふうに地域住民も具体的に持っているわけです。そういうものを大いに受け入れながら、調整をしていくことが全体としてのコンセンサスを取れることになる。と思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いします。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

承知いたしました。

(議長：坂本会長)

ありがとうございました。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

では、三番めの所の回答を。

(事業者：J R 東海 市瀬氏)

今年何度が台風が早川町の所にも上陸しまして、早川町内もそれなりに多くの雨が降りました。結果的に県道や町道に於きまして、沢からの土砂の押し出しという状況はありましたが、リニアの工事ヤードであったり、発生土置き場、仮置き場は、そちらの方で何か雨、風による被害というのは何もございませんでした。なお、台風が来る際には定期的に施工 J V の社員が現地の安全確認で見てまわっています。当然その町道に土砂が出てきてしまったときには行けなくなってしまうので、そういうときは行けませんですけども、管理はきちんとやっております。

(福原委員)

わかりました。被害がなかったという視点だけではなくて、そういう負荷に対しても当初考えていたような結果として何の問題も起こらないような、結果として出ていれば安心だけど、そういう意味なんですね。

(事業者：J R 東海 安藤氏)

今回我々が調べている中では、幸いにしてなかったと。我々 J R も確認をとりますし、J V の確認でも他の皆さんにご迷惑をおかけすることなかったと聞いております。

(議長：坂本会長)

ちょっと遅れておりますので、このあと、見解についてもご意見を伺いますが、その前に欠席の委員からの意見がございますので、これを事務局から報告していただきます。いろいろ細かいこともありますので、意見をお伝えして、今、回答出来ることと、意見の話も、まちがいがあればお話ししていただくというふうにさせていただきたいと思います。欠席委員が田中先生で、よろしくお願いします。

(事務局：副主査 甘利)

事務局の方から、田中委員の意見について述べさせていただきます。

自然環境保全のための個々の工夫はいろいろあるが、そもそもひとつひとつの発生土の山が大きな環境問題である。

例えばアメリカでは、ひとつひとつの発生土の山、掘削のためのトンネルに対して環境アセスメントが行われなければならない、ということ踏まえた上で、まずは情報開示の促進が重要と考える。

具体的には、ウェブ上での発生土の位置、規模、期間、発生土の成分、等の必要な情報が誰でもタイムリーにわかるようなホームページをJR東海あるいは山梨県で立ち上げておく必要がある。

グーグルの地図などを利用することも検討し、できるだけ早く安価で効果的な情報開示の方法を進める必要がある。

もう一点ですが、仮置き場の発生土の山も、最終形の発生土の山も、どちらにしても緑化など、景観上、自然環境保全上、生物多様性保全上の配慮を十分に行う必要がある。特に、雨畑の発生土仮置き場の深緑色のシートの上にのせた「おもし」がみすばらしく見えるので、景観上、美しいものに変更する必要がある。

もう一点です。発生土中のスレート等いろいろな局面で付加価値を持った材料として有効利用できる道があるのではないか。そのような調査、検討も少しでも発生土を減らす意味で必要ではないか。

ということです。

(議長：坂本会長)

はい、意見と言うことだと思いますけれど、発生土置き場の情報開示、二点目は発生土の山の景観みたいな話でしょうか。三点目は土の利用の道を色々探ってはいかがでしょうかという事ではないかと思います。今のところでお話があれば聞きますけれど、意見です。

(事業者：JR東海 安藤氏)

一つ目の情報開示の件でございますけれど、特に皆様からご要望があるのは最終的にどこに持っていくということを開示しなさいと、皆様が言われているわけでございますけれど、やはり、なかなか、相手様がいらっしゃること、相手様の方が公共事業の中で使いたいということであると、相手様の事業として成り立っていないものは公表しないで欲しいということもございまして、なかなか確定した持って行き先以外を公表するのが難しいというのが実態でございます。ただ、そういった中で、現地で先生から言われましたのは、せめて決まっているものだけでもなんとかならないか、例えばさっきもグーグルのお話なんかもでておりましたが、そういったものもわかりやすくできるだろうということをお話を

れておりまして、公表できるものについて、何らかもう少しわかりやすく工夫できないのかと、いうことについても、会社に持ち帰り検討して参りたいと思っております。

(議長：坂本会長)

あとは、見た目の話と、それから・・・。

(事業者：JR東海 安藤氏)

雨畑の具体的な話につきましては少しJVの側と検討いたしまして、先生がおっしゃっていましたがようにせっかくグリーンのシートをかけているのにその上に黒いビニールシートに入れた土、土嚢にもならないような、土を載せて飛散防止をしているじゃないかと、それは、何とも言えないというような意見をいただきまして、具体的にいただいた雨畑の話なんかも、JVと配慮を検討したいと思います。

(議長：坂本会長)

念のため確認ですが、仮置き場の仮が取れることはないですね。というのは、リニアが完成した時点では、(仮置き場は)ないということ？

(事業者：JR東海 安藤氏)

完成段階で完全になくせるかということ、保証できるかどうかということはあるんですが、仮はあくまでも仮でございます。

(議長：坂本会長)

わかりました。今のところ県内でと考えているということですが、その頃になると県外も考えないといけなくなるのかもしれないですね。

それでは、次に事業者の見解についてご意見はありますでしょうか。

トンネル掘削の工法の話、イヌワシの調査の話、仮置き場の設定場所の話、掘削の話、騒音に対する対策の話。

(佐藤委員)

イヌワシということなので。鳥類専門の佐藤です。スライドの13にクマタカとイヌワシの話が出てきました。そして本編の方の9章にも環境保全の措置の再検討で詳細が述べられています。そこで気になったのは、詳細の方は非公開のところでは質問したいのですが、公開部分ですので一般的な解釈ですが、13のスライドのところ、クマタカがいなくなったことがイヌワシによる影響と書いてありますし、本編に、専門家よりイヌワシの影響が考えられるとの見解を得ていると書いてありますが、これ、平たく言うとイヌワシの影響とは何を言っているんですか。クマタカとイヌワシが一緒にいたらまずいということですか。

(事業者：JR 安藤氏)

その点につきましては非公開のところでは回答させていただきます。この前現地でお話をいただいたほどのものはないですが簡単な資料をご用意いたしましたので、それを映すのにも非公開の場の方で。

(佐藤委員)

私も言葉を選んでどこにいるか、何キロ離れているかを言わないようにして、あえて公開の場で質問しているのですけれど。一般の方が読んで、イヌワシの影響とは何ですか、と質問しているんです。

(事業者：JR東海 安藤氏)

一般論として、我々が調べた中では、イヌワシとクマタカが同じような範囲に生息した場合に、イヌワシの方がクマタカを攻撃するというようなことがある。また、イヌワシが飛翔している場合はクマタカが巣の中でしばらく動かないで待っているというような記載をしている資料がございましたので、また、その資料にはイヌワシがクマタカより強いということはないということも書いてございましたが、そういった意味ではクマタカがイヌワシの存在に何らかの影響を受けたのだろうと我々は想像しているということでございます。

(議長：坂本会長)

わかりました。研究者レベルでの見解であって、事実と決まったものではないということかな。

(事業者：JR東海 安藤氏)

そうですね。

(佐藤委員)

一般の人にもわかるように、こういうことだと、イヌワシの方が体が大きくクマタカを排除してしまうのでと書いても何も問題ないと思いますので、非公開にする事もないので。影響とは何のことを説明したほうがよろしいかと思いましたので。

(議長：坂本会長)

わかりました。

時間が押していますので、ここで一旦休憩して、後半の本題に時間を取りたいと思います。ご質問、意見出尽くしたわけではないですが、最後に、時間がありましたら追加でお願いします。

ここから次は希少動植物に関する審議に移りたいと思います。

冒頭にもご案内しましたとおり、この時間に報道関係者及び傍聴人の皆様は一旦退出いただきたいと思います。非公開の部分が終わりましたらまた声をおかけします。この審議会も休憩時間を取ります。はっきり時間をとりませんが、4～5分とします。よろしくお願いします。

【議題1 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境離京評価書」に係る中間報告書について 希少動植物に係る審議 非公開】

(議長：坂本会長)

その後、残りの時間はこの中間報告書を離れて、今後のことについて、私どもからの意見を述べたいと思います。私からまずその背景を説明させていただきますが、リニアの案

件につきましては、評価書の段階で、トンネルがどうなりますとか、土をどうするかとか、変電所をどこに作るかと、そういう情報がない状況での判断になっておりまして、それで、私どもはこのままじゃいけないという気持ちがございます。それから、別の案件で、大月バイオマスの案件で、それはよかったんだけど、基になる燃やすものを置く場所ができたとか、電気を流すための鉄塔ができたとか、そこまで私どもカバーしきれなかった。そういうことがありまして、この委員会としてもちょっとなかなか苦しいところがございます。あえてここで、将来についての皆様の意見をお聞きして、参考にさせていただきたい。手続き上それが可能かどうか私もわかりませんが、参考意見として話させていただければ良いかと。残土置き場もこれからできるという話で、だんだん希少種があるようなところに考えなければいけないかな、となるかもしれませんし、変電所が出来るといったら、又、鉄塔の話が出てくるのかもしれないし、なかなか新しいところの情報で判断できないことも含めて、今後についてみなさんの方からご要望なりご意見があればお願いしたいと。

はい、福原先生。

(福原委員)

審議会の委員という立場と、個人的な部分で、大変興味あることがございます。福原として伺っておきたい。このリニアを作るときに、早川を突き抜けていくんだというところで、そこで、要は、大きな活断層ですか、大きな地球のしわを突き抜けていくんだとしたら、トンネル的なそういうようなものは、常に、年間数ミリとか、1センチオーダーくらいでずれていっているようなところというのは、それは、トンネルを集積していくようなことはできないだろうと、技術的には、実際どういうふうにして安全を確保しながらスムーズにそういうものが集積されていくのかな。修正されなければ、地球のしわにどうやって対応するのかわからない。ずいぶん昔、私、この前大きな災害を起こした関西空港に関してやっておりましたが、当時地盤沈下を含めてどうするんだと言ったら、滑走路部分の下にジャッキを入れてジャッキアップしながら常に位置を保っていくんだといったけれど、今回当然そういう風になっているのかと思ったら、水につかったのはジャッキじゃなくて塀を作っていたということがわかったんですが、今回ああいう大きな地球が変動する場所に穴を開けて、機動的な部分を作る。それは、どういう風にして対応できるかなという、非常に、技術的な部分で興味があるんです。

(福原委員)

そういうのを教えていただければ。

(議長：坂本会長)

今お話しできることがあればそれでもいいし、参考にさせていただきますと、それでもいいです。

(事業者：JR 東海 安藤氏)

また別の機会にお話しさせてください。それなりのことはあるんですけど。

(事業者：JR 東海 奥田氏)

今の質問は、山岳部の隆起とか沈降の話だと受け止めさせていただきますが、隆起とか

というのは遠い昔海底だったところなんです、隆起のスピードがあるんですが、非常にゆっくりなスピードであるということと、隆起する範囲が局所的なものというよりは、広域的に隆起してくるという中では、トンネルの構造物に対して、全体がこう上がってくるものですから大きな影響が出るという風には我々は考えていないということです。

(議長：坂本会長)

よろしいですか。

では、湯本先生。

(湯本委員)

小動物のことについて、お話しさせていただきます。脱出口があるというのを一箇所見せていただきました。しかし、残土置き場の周りの側溝は非常に高さがありまして、そこは、何らきちんとした対応をされていないように思いました。ですから、小動物が落ちた場合ほぼ駄目でしょうねというふうな深い側溝が周りにあることがとても気になりました。特に、早川町のような自然度の高いところだと、当然周りからいろんな小動物が入ってきますので、常にそういう配慮が必要であると思います。

(議長：坂本会長)

たまたま去年見て指摘したところは直してくれたけれど、さらにもう少しほかのところを考えてくれたほうがよかったかと、いうことでしょうか。

(湯本委員)

残土置き場がたくさんあるものですから、それについても配慮が必要なのではないかと思えます。

(事業者：JR 東海 安藤氏)

そちらについては、ちょっといろいろ検討します。ある場所はやって、ある場所はやっていないというのはおかしな話でございますので。

(議長：坂本会長)

ほかに。では、石井先生。

(石井委員)

二点ありまして、一つは、景観に関するコメントの書き方ですが、いつも、これでよい、と一言で済んでいることが多いですね。国総研とか国交省とかで、景観についてのコメントの仕方みたいなものがあるので、それを見ながらどういう風に表現したらそこに出てきている形を正しく表現しているのかというのをもう少し考えていただきたい、というのがあります。それがまず一点。

もう一つは JR 東海さんだけじゃないんですが、住民に確認したということ、何かそれで O.K. というような状況を作っていることがあって、今回のところも、たぶん 2 種類の絵を見せただけというような資料もありましたけれど、住民に何を見せるのかというのを事前に相談するってことを本当はしてもらいたいような気がするんですね。それで本当に、住民に見せて、住民が、判断できる絵なのかどうかというのを、ちょっと疑問だなというの

がありますので、それももう少し丁寧にしてもらえたらな、というのが。以上です。

(議長：坂本会長)

意見ということで。

はい、伊東先生。

(伊東委員)

坂本会長がご指摘されていた関連ですが、日本のアセス制度の問題点として、アセスにかかわってくる規模要件、第一種事業、第二種事業だけになってしまうので、欧米の話ばかりで申し訳ないですが、向こうでは、複合的な関連する開発プロジェクトも含めて、広域的かつ複合的なインパクトがどう影響するのかというのを評価しないといけないということになっているんですね。で、日本では今そういう制度になっていないのでそこまで今やるのは難しいと思うんですけど、やはり、アセスに入っていない追加的な事業だったりとか、これから、まあ先ほど変電所の話がありましたけれど、小規模であっても何かしら影響が出るような事業に関してはできれば自主アセスのような形で、影響評価はしっかりやられたほうがいいのかというのがコメントです。

それは、後で問題になって対処ができなくなった時に困ってしまうからということなんですけど、もし不可逆的な影響が出てしまった場合に、どうしようもなくなってしまいますので、早めにやはりそこはやっておいたほうが実は、大変ですけど、後々、もっと大事なことであると、早めに対処したほうが良いと、というのが一つコメントです。

あと、ちょっと全体的な話ですが、コメント二つですが、一つ目が、小動物が通り抜けられる穴を作られているという話が現地視察の時にあったのですが、どこに、どういう場所に作っているのかわからなかったというのがまず一点です。もう一つが、逆にその穴を作ってしまったがために入ってくる小動物もいるんじゃないかな、というのがちょっと気になっていて、利用状況も含めて調査をされているのかというのがコメントというか質問です。

もう一つ、先ほどの猛禽類系にも関連するのですが、騒音、振動、あと低周波音を含めて、常時モニタリングをされているわけではないと現地でお話があって、最初の発破音がかなり大きく出たときにハンディで、やるときに測っているとおっしゃっていたので、これからはいろいろな事業が出てきますので、できれば、常時モニタリングでデータをしっかり残しておいたほうが、先ほどの科学的な根拠と照らし合わせて話をする際に、しっかりやっておいたほうが良いんじゃないかな。しかもそれも山の分だけでいいのか、巢の近い場所で常時モニタリングのデータを取るのかということもちょっと検討されたほうが良いのかなというコメントです。

もう一つ最後に、塩島地区の発生土仮置き場で早川北小学校の近くに追加で仮置き場が増えていると思いますけれど、迂回路が、なぜ交通安全、騒音振動の観点からそれが配慮しているのかというのがよくわからなかったんですね。小学生、生徒の通学時間帯ですとか、通学路の関係ですとか、トラックの搬入ルート交通量の時間帯がわからなかったので、どういう風に考慮されて交通安全という観点を含めて配慮したのかというのが分かりづらかった、というのが一つあります。ドライバーへの交通安全の順守等をさせているのかも確認したい。

(議長：坂本会長)

質問の部分はわかりますか。

(事業者：JR 東海 安藤氏)

質問の部分は持ち帰りさせていただきたい。細かいところを全部お示しさせていただきたい。

一点だけ、小動物の脱出口が出ていくのではなくて逆に入れるのではないかというのは、物理的に入れないようにさせていただいています。

あとの部分は見解的なものも含めてお答えさせていただきます。最後の部分は細かいデータを持ち合わせていませんので。

(伊東委員)

小動物の穴が、道路側に面したところについていた気がしたんですけど、出たところでひかれてロードキルとかそういう事故の危険もあるなど見たときに感じたんですけど、設置場所が悪いかと、写真だけで判断すると、思ったのですね。ちょっとそこだけ気になりました。

(議長：坂本会長)

アセスの段階で全部わかって、それで、こちらが判断して全部 O.K. だったら、いいんでしょうけれど、今回の場合、まだ、工事期間が長くてこれから決まるようなこともあるので、その間に住民の考え方も変わるかもしれませんので、慎重にいろいろなものをデータを取ってということをおすすめいたします、ということでしょうか。

(議長：坂本会長)

他に、いかがですか。

はいどうぞ、岩田先生

(岩田委員)

発生土の仮置き場も含めて、ほかの構造物もそうですけれど、仮と名前がついているものはおそらく仮の設計仕様で、作られているかと思うんですが、そういったことは望んでおられないと思いますが場合によっては長期化する可能性もあるかもしれないというお話がありました。先ほど南アルプスの隆起の話もありましたけれど、隆起とは違って、あそこは断層です。そのなかで、巨大地震の危険性もあるということが、山梨大学の先生の研究でも最近出ておまして、そういった場合には、仮置き場の仮の仕様で耐えられるか、今いくつか、ジオテキスタイルですか、補強されていると聞いたんですけど、長期化した場合にどうなのか。あるいは遮水シートも時間がたってくれば経年劣化してくると思いますので、そういう場合を踏まえた構造をご検討いただいたほうがいいかと思っております。

それから、もう一点は、いろいろ動植物のアドバイスがありましたけれど、山梨県は地下水、それから水資源ていうのがとても大事でこれからその観光地域振興を含めて核となっていく部分ですので、やはり、水質以外に水資源の量、これの評価をしっかりと行って、いただきたいと思っております。現状では今流量の調査の間隔等では十分な評価は難しいのではないかと思いますし、地下水の滞留時間を考えても、事業終わってから三年で調査

終了というのは、ちょっと時間のスケールとして短いのではないかと思いました。以上二点です。

(議長：坂本会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがですか。

(工藤委員)

この間の現場視察の時に会長も懸念されていましたが、これから残土置き場が一体どれだけ増えていくのか、そのたびに我々はこういった会議をやらなければならないのかなという懸念があるんですけど、中間報告書によりますと、早川町内に発生するのが326万m³ですね。道路等に利用する分が141万m³、塩島にできた仮でないものが3万m³ですね。そうすると、あてがあるものが144万で、あと182万がどうにかしなければいけないわけですが、これから工事が進捗するに従って、発生土がどんどん出てくると。それで、置き場がないとなったら工事を中断するのか。あるいは、他に発生土を持って行くあてがあるのか、というところが、おそらく誰もが懸念される場所だと思いますが、我々としては今後仮置き場というものが、一体どれだけできると想定されるのかというのがありますし、また、私、大気の方から行きますと、今、個々の仮置き場について評価をされていますけれど、塩島のように近接したところに行くところもあるということもこれからあるのかもしれないし、総量として環境影響があるということを考えますと、環境影響の個々ののではなくて、環境全体としてこの事業がどういう影響をあたえるかといった観点で、やって欲しいわけですね、調査も、モニタリングも、評価も。というふうに考えます。その点は大気もありますし景観もそうでしょうし、騒音でも複合的な影響というものが配慮されなければいけないということになりますので、これから一体どれだけ増えるのかということは、環境にとっては重大な問題になってくると思います。

その辺の配慮ということで、運行台数の上限を定めて運行管理すると書いてあるんですが、この条件をどういう観点で決めるのかということをはっきりと明記して欲しいわけですね。騒音の観点、景観の観点あるいは大気の観点から、何を指標にして、何を基準として、上限としてそれ以上やらないことにするのか。それが決まってくると、この路線には仮置き場が作れないとか、いろんな所に影響してくるかと思いますし、残土の行き場ですね、もっと広域にするのかとか、色々なところに響いてくると思います。その辺の発生土が出てくる量と置き場を作るスケジュールの見通しみたいなものも、示していただければ良いかなと思います。

(議長：坂本会長)

もしかしたら、社内的にはどこかで検討しているのかもしれませんが、そちらに任せれば良いという話でもありませんので、一般市民の皆さんも懸念があると思いますので、社内にそれが伝わって、考えていただければありがたいと。何かコメントございますか。

(事業者：JR 東海 安藤氏)

スケジュールを示すことにつきましては、先ほどから申し上げていますが、もしも我々が自分たちで沢を埋めるとするならばスケジュールは示しやすいんですが、我々ができる限りそういうことはやらない、有用な資材で使っていくかを考えていると。そうすると、

相手様のスケジュールが合うか合わないかというのが大事な要素になってくると。最初から想定はしていましたが、自分たちが工事を始めて年々わかってきているような状況で、実はいろいろなところから使いたいというお話はいただくのですが、スケジュールを調整していくと、合ったり合わなかったり。手を挙げていただくんですが、スケジュールが遅かったり早かったりでスケジュールをお示しするのがなかなか難しいものですから。決まったものは隠さずにどんどん公表させていただいて、先ほどできる限り公表して、ゲージマップにというお話もありましたけれど、そういったようなことが考えられれば良いと思っておりますので、我々としては決まったものを包み隠さずお示ししてその中でこういう計画で行きますというようなご説明でご容赦いただけるのかなと。

(議長：坂本会長)

はい、ありがとうございます。そういう懸念があるということは全社にお伝えください。無計画ではないかという印象を受ける方もいらっしゃると思いますので。

ほかに全体をとおしていかがでしょうか。はいどうぞ。

(工藤委員)

先ほど福原委員からありましたけれど、気候変動影響について、塩島の河川側の場所がこの間見られなかったので、結構地図上から見ると川に近いなど、思いまして、私も懸念しておりなした。

今年大丈夫だったからよいということではなくて、気候変動影響というのは今年のような雨というか降り方が、今後も続くしさらに激化するということです。しかも、ああいった地形ですから、土砂災害というか、山肌が木ごと崩れてきて、道路をふさぐということは最近九州の方でもよく見られることですが、そういったことも想定しなければ、非常にまずいのではないかということで、あの川沿いの残土置き場があれごと流されるということも、想定というか心配をしないと。で、できるのであれば、対策をしないと非常に危険だし大災害にもつながりかねない、ようなことかと思っておりますので。気候変動影響については台風のみならず、線状降水帯というような集中的に強い雨が降り続くといったことが起こりかねないんだと、今後はさらに激化するんだということを念頭に置いておく必要があると思います。

(議長：坂本会長)

川は河川管理者の問題だなんていって、河川管理者の問題であることもありますが、JR 東海さんは大きな会社ですので自分たちでも、しっかり考えていただくのをおすすめします。

(福原委員)

あの、残土といいますか、掘削した土砂をためているのを、今、仮置き場といっておりますけれど、まず、残土はどういう成分でできているのかと。重金属がどうのこうのじゃなくてですね、個々の単体のままで、別の新素材として活用できる可能性もあるわけです。我々がそういうことを言うレベルではなくとくにそういうことは東海さんはお考へになつていっていると思いますが、ましてや、このプロジェクトというのは、早くて5年10年、20年30年どんどんつづいていくわけです。その間で技術的なことも検討しながら、新しい素材に活用する方法はないのかと、そういうところを含めながら従来の土砂と同じで使

えるところに使うという発想だけで足し算引き算していったときに足りない。そういうところはとっくの昔に考えているだろうとは思いますがけれど。

ぜひ、もっともっと真剣に考えていかなければ大変なことになると。

(議長：坂本会長)

そういうことをみんな心配していると。初めての大きな事業なんで、皆さんは経験がいっぱいおありだと思いますけれど。もう少し、よく考えることもいいんじゃないかなということですよ。

他にご意見ありますか。なければ、だいぶ遅くなりましたけれど。最後に一つ確認しておきたいのですが、事務局もあわせて確認なんですけれど、この後、変電所もできるは、高架の部分もできるはということになって、それについてこの委員会が何か言える立場にあるかどうかということ、それから、その立場ではないんですけど県を通じて情報提供いただけるのかという話。それで、まず県からご説明をお願いします。

さっきの話、中間報告書は3年に1回だけれど、毎年報告があると。そのなかで、高架がどうで、色はどう検討しているかみたいな話も出てくるのでしょうか。制度的にいろいろ言うのはダメなのか。

(事務局：副主査 甘利)

まず、年次報告というものの、3年に当たらないときにはJRさんが自主的に報告していただくということなんですけれど、それについては、調査結果が出てくるという風に考えています。中間報告についても基本的にはそうですね。で、付帯設備の関係ですが、ヤードですとか、変電設備、そのあたりは事業の範囲になりますが、それ以外の送電線だったりということ、事業者が別というなかで事業には含まれないと。ただ、県の方でも情報を把握しましたら先生方には情報提供をさせていただきたいと思います。

(議長：坂本会長)

事業者さんからは何か。こういうのだけ見ているとちょっとなんとも判断できないのでそれぞれの施設でもっと具体的になったときに情報提供いただけるのかという。例えば変電所とか保守基地とか

(事業者：JR 東海 安藤氏)

工事説明会などでは、地元の皆さんにご説明することになります。そういったものは我々のホームページに載ってまいりますので。そういったものをご覧いただくのは最低限出来ると。それ以上のことは持ち帰りまして、示させてください。

(議長：坂本会長)

これは、このことを要求していいのか、ちょっと私も立場がどうかと思うのですが、私どもとしてはなるべく環境影響のない事業としてやっていただきたいという気持ちがございますので、それについて、私ども協力できることは協力したいという気持ちでございますので、情報提供等いただければありがたいということです。

はい、では、一応終わります、全体を通しての意見もいただきましたので、終了ということにさせていただきます。事業者の皆さんには長い時間になりましたけれど色々回答いただきありがとうございました。持ち帰りいただくことも色々ありましたので、ご回

答いたきたいと。それから、委員の方々にもご連絡ですが、追加の質問事項がございましたら、10月22日までをお願いします。追加の質問を含めて事業者にご連絡すると、で回答いただくということです。

以上をもちまして議題の部分は終了しましたので、閉めさせていただきます。後は事務局の方からお願いします。

(司会：課長補佐 大谷)

坂本会長ありがとうございました。それでは、3その他について事務局の方からお願いいたします。

(事務局：副主査 甘利)

次回の審議会ですが、11月下旬ぐらいを予定しております。今調整中ですので決まりましたらお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

(坂本会長)

今回はどういう格好ですか。事業者はおられるんですか。今日の質問の回答をいただける感じでしょうか。わかりました。

(司会：課長補佐 大谷)

それでは、これをもちまして本日の技術審議会を終了いたします。長時間のご審議ありがとうございました。